

障がいのある方の安心した日常生活をサポート

心身障がい児者の福祉サービス

障がい福祉課・☎②①③④
(本庁舎1階・窓口23番)

サービスの内容によっては障害者手帳(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉)の交付を受ける必要があります。

障害者総合支援法のサービス

自己負担額は費用の1割です

※市民税非課税の障がい者、障がい児の保護者はサービスにより負担軽減があります。

※難病の方もサービスを利用することができます。

※介護保険の対象者は介護保険のサービス(介護や福祉用具の貸与)が優先されます。

障害福祉サービス

ホームヘルパーの派遣、短期入所、就労移行支援など

※サービス内容によっては障害支援区分の認定が必要です。

▶上記の相談は右記相談窓口

障害者移動支援

外出の付き添いなど

日中一時支援

日中に短時間のお預かり

訪問入浴

事業者が浴槽を持って自宅へ訪問

福祉ホーム

自宅生活が困難な方に居室を提供

社会参加促進

自動車改造費用の助成など

日常生活用具の給付

日常生活に必要な生活用具の給付(ストーマ装具、紙おむつを含む)

補装具費の支給
(購入・貸与・修理)

身体の機能障がいを補うために必要な補装具費の支給

※日常生活用具、補装具は種目により障がい名、等級、年齢などによる対象要件があります。事前に必ずご相談ください。

▶上記の申請は同課 障がい支援担当・☎②①③④

各種手当

特別障害者手当

20歳以上で常に特別な介護を必要とする在宅の重度心身障がい者

障害児福祉手当

20歳未満で常に介護を必要とする在宅の重度心身障がい児

特別児童扶養手当

20歳未満の心身障がい児を養育している方

※内部疾患・精神障がいの方も該当する場合があります。

▶上記の申請は同課 障がい福祉担当・☎②①⑥⑨

減免・割引

有料道路通行料金の割引

障がい者本人が運転か、障がい者を乗せて介護者が運転する場合

NHK受信料の免除

半額免除=視覚、聴覚または重度の心身障がい者が契約者で世帯主の場合

全額免除=身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合

相談窓口

▶障がい児者全般

足利市障がい者基幹相談支援センター
(足利市総合福祉センター内・東砂原後町)

☎④④③⑦

毎週月曜日の午前9時30分～正午は、障がい福祉課でも相談ができます。

▶精神障がい者

地域活動支援センター・あしかが

(青木病院内・本城一丁目)☎④①②⑥④③

地域活動支援センター・ハートランド

(前沢病院内・福居町)☎⑦⑦⑧①①

▶就業相談

両毛圏域障害者就業・生活支援センター

(安足健康福祉センター内・真砂町)☎④④②②⑥⑧

相談内容

- * 仕事や人間関係などの相談や助言
- * 医療・保健・福祉などの専門機関との連携や紹介など
- * 就業に関する相談や助言、職業準備訓練のあっせんなど

その他

手話通訳者

毎週火・金曜日の午後、障がい福祉課窓口配置

意思疎通支援

聴覚障がい者のために手話通訳者や要約筆記者を派遣

▶社会福祉協議会

☎④④⑤②⑨

点訳・音訳あしかがみ

視覚障がい者のために点訳版・音訳版の広報紙を郵送

▶視覚障害者福祉ホーム

☎④①②②⑦⑦

※障がい福祉課窓口にもあり。